| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (就労移行支援) |
| **第1　基本方針(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)**　 |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して就労移行支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労移行支援を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・就労移行支援計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労移行支援の提供に努めているか。 | 第10条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑷　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | ⑸　障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、利用期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | 第145条 |  |
| **第2　人員に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)**　 |
| 適・否 | 1 職業指導員及び生活支援員 | ①　職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。②　職業指導員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。③　生活支援員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。④　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | 第146条第1項第1号及び第4項 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 就労支援員 | 　事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。 | 第146条第1項第2号 |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第146条第1項第3号及び第5項 |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 第146条第2項 |
| 適・否 | 5 職員の専従 | 　従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。　ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 第146条第3項 |
| 適・否 | 6 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第148条(第55条準用) |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第148条(第79条準用) |
| **第3　設備に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)** |
| 適・否 | 1 設備 | ①　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 ②　これらの設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第149条(第81条第1項、第3項及び第4項準用) | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 訓練・作業室 | ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 第149条(第81条第2項第1号準用) |
| 適・否 | 3 相談室 | 　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 第149条(第81条第2項第2号準用) |
| 適・否 | 4 洗面所及び便所 | 　利用者の特性に応じたものであるか。 | 第149条(第81条第2項第3号準用) |
| **第4　運営に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)**　 |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定就労移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第155条(第16条第1項準用) | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定就労移行支援の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第155条(第16条第2項準用) |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | ⑴　指定就労移行支援を提供するときは、当該指定就労移行支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第155条(第17条第1項準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 第155条(第17条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定就労移行支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第155条(第17条第3項準用) | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第155条(第17条第4項準用) | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定就労移行支援の提供を拒んでいないか。 | 第155条(第18条準用) | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　指定就労移行支援の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第155条(第19条準用) | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労移行支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第155条(第20条準用) | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　指定就労移行支援の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第155条(第21条準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　就労移行支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第155条(第22条第1項準用) | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　就労移行支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第155条(第22条第2項準用) | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　指定就労移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第155条(第23条準用) | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定就労移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第155条(第24条第1項準用) | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記 |
| 適・否 | ⑵　指定就労移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第155条(第24条第2項準用) |
| 適・否 | 10 サービスの提供の記録 | ⑴　指定就労移行支援を提供したときは、当該指定就労移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援の提供の都度記録しているか。 | 第155条(第26条第1項準用) | ・サービス提供実績記録票・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定就労移行支援を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第155条(第26条第2項準用) | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 11 利用者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲等 | ⑴　指定就労移行支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第155条(第27条第1項準用) | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。　ただし、12の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第155条(第27条第2項準用) | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 12 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定就労移行支援を提供したときは、支給決定障害者から当該指定就労移行支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第155条(第134条第1項準用) | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定就労移行支援を提供したときは、支給決定障害者から当該指定就労移行支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第155条(第134条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食事の提供に要する費用②　日用品費③　①及び②のほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第155条(第134条第3項準用) | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | ⑷　⑶の①に掲げる費用については、厚生労働大臣の定めるところによっているか。※　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号） | 第155条(第134条第4項準用) | ・請求書・領収証控え・運営規程 |
| 適・否 | ⑸　⑴から⑶までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第155条(第134条第5項準用) | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑹　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定就労移行支援の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定就労移行支援の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第155条(第134条第6項準用) | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額に係る管理 | ⑴　支給決定障害者（障害者総合支援法施行令第17条第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（利用者負担上限月額が9,300円の者に限る。）が同一の月に指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第155条(第143条の2の第1項準用) | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | ⑵　支給決定障害者（障害者総合支援法施行令第17条第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（利用者負担上限月額が9,300円の者を除く。）が同一の月に指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第155条(第143条の2の第2項準用) |
| 適・否 | 14 訓練等給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定就労移行支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第155条(第30条第1項準用) | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定就労移行支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第155条(第30条第2項準用) | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 15 取扱方針 | ⑴　就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定就労移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第155条(第60条第1項準用) | ・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第155条(第60条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定就労移行支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第155条(第60条第3項準用) | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　提供する指定就労移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第155条(第60条第4項準用) | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 16 計画の作成 | ⑴　管理者は、サービス管理責任者に指定就労移行支援に係る就労移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第155条（第61条第1項準用） | ・就労移行支援計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第155条(第61条第2項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第155条(第61条第3項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑷　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第155条(第61条第4項準用) | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労移行支援の目標及びその達成時期、指定就労移行支援を提供する上での留意事項等を記載した就労移行支援計画の原案を作成しているか。　この場合において、事業所において提供する指定就労移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて就労移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第155条(第61条第5項準用) | ・就労移行支援計画の原案 |
| 適・否 | ⑹　サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定就労移行支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、⑸に規定する就労移行支援計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第155条(第61条第6項準用) | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑺　サービス管理責任者は、⑸に規定する就労移行支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第155条(第61条第7項準用) | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | ⑻　サービス管理責任者は、就労移行支援計画を作成した際には、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該就労移行支援計画を記載した書面を交付しているか。 | 第155条(第61条第8項準用) | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑼　サービス管理責任者は、就労移行支援計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第155条(第61条第9項準用) | ・モニタリングの記録・就労移行支援計画 |
| 適・否 | ⑽　サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第155条(第61条第10項準用) | ・面接の記録・モニタリング記録 |
| 適・否 | ⑾ 就労移行支援計画に変更のあった場合、⑵から⑻までに準じて取り扱っているか。 | 第155条(第61条第11項準用) |  |
| 適・否 | 17 サービス管理責任者の責務 | ⑴　サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第155条(第62条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定就労移行支援の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第155条(第62条第2項準用) | ・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 18 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第155条(第63条準用) | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 19 通勤のための訓練の実施 | 　利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しているか。 | 第150条の2 | ・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 20 訓練 | ⑴　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 第155条(第135条第1項準用) | ・指定就労移行支援の提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 第155条(第135条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | 第155条(第135条第3項準用) |
| 適・否 | ⑷　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労移行支援事業者が運営する事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 第155条(第135条第4項準用) |
| 適・否 | 21 生産活動 | ⑴　生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。 | 第155条(第84条第1項) | ・作業指導方針 |
| 適・否 | ⑵　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 | 第155条(第84条第2項) | ・作業指導方針・作業日誌 |
| 適・否 | ⑶　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | 第155条(第84条第3項) |
| 適・否 | ⑷　生産活動の機会の提供に当たっては、消火設備、防じん設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | 第155条(第84条第4項) | ・平面図・備品等に関する台帳 |
| 適・否 | 22 工賃の支払 | 　生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | 第155条(第85条) | ・工賃支給台帳・作業日誌・財務諸表 |
| 適・否 | 23 実習の実施 | ⑴　利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 | 第151条第1項 | ・実習受入先名簿 |
| 適・否 | ⑵　⑴の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | 第151条第2項 | ・関係機関との調整に関する記録 |
| 適・否 | 24 求職活動の支援等の実施 | ⑴　公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。 | 第152条第1項 | ・求職活動に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 第152条第2項 | ・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 25 職場への定着のための支援の実施 | ⑴　利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 | 第153条第1項 | ・相談等の記録・関係機関との調整に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、⑴に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。 | 第153条第2項 | ・指定就労定着支援事業者との連絡調整の記録 |
| 適・否 | 26 就職状況の報告 | 　毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、本市に報告しているか。 | 第154条 | ・本市報告の控え |
| 適・否 | 27 食事 | ⑴　あらかじめ、食事の提供の有無並びにこれを行う場合における食事の内容及び費用に関し、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。 | 第155条(第86条第1項) | ・説明書類・同意の書類 |
| 適・否 | ⑵　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容となるよう、必要な栄養管理を行っているか。 | 第155条(第86条第2項) | ・食事の提供に関する記録・献立表 |
| 適・否 | ⑶　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第155条(第86条第3項) |
| 適・否 | ⑷　食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 第155条(第86条第4項) | ・保健所等の指導に関する書類 |
| 適・否 | 28 緊急時等の対応 | 　現に指定就労移行支援の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第155条(第35条準用) | ・指定就労移行支援の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 29 健康管理 | 　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 第155条(第87条準用) | ・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 30 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定就労移行支援を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに指定就労移行支援の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。 | 第155条(第67条準用) | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 31 管理者の責務 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第155条(第37条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第155条(第37条第2項準用) |
| 適・否 | 32 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　利用定員⑤　指定就労移行支援の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑥　通常の事業の実施地域⑦　サービスの利用に当たっての留意事項⑧　緊急時等における対応方法⑨　非常災害対策⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪　虐待の防止のための措置に関する事項　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑫　その他運営に関する重要事項 | 第155条(第88条準用) | ・運営規程 |
| 適・否 | 33 勤務体制の確保等 | ⑴　利用者に対し、適切な指定就労移行支援を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 第155条(第69条第1項準用) | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定就労移行支援を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第155条(第69条第2項準用) | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第155条(第69条第3項準用) | ・研修計画・研修会資料等・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定就労継移行続支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第155条(第69条第項準用) | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 34 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労移行支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第155条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第155条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第155条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 35 定員の遵守 | 　利用定員を超えて指定就労移行支援の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第155条(第70条準用) | ・利用者数に関する書類・業務日誌・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 36 非常災害対策 | ⑴　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第155条(第71条第1項準用) | ・消防用設備等設置届出書・消防計画(消防計画に準ずる計画)・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第155条(第71条第2項準用) | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第155条(第71条第3項準用) |
| 適・否 | 37 衛生管理等 | ⑴　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第155条(第89条第1項準用) | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第155条(第89条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第155条(第89条第3項準用) | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針・研修及び訓練の実施記録 |
| 適・否 | 38 協力医療機関 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | 第155条(第90条準用) | ・契約書 |
| 適・否 | 39 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第155条(第42条第1項及び第2項準用) | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 40 秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第155条(第43条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第155条(第43条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第155条(第43条第3項準用) | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 41 情報の提供等 | ⑴　指定就労移行支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第155条(第44条第1項準用) | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第155条(第44条第2項準用) |
| 適・否 | 42 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第155条(第45条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第155条(第45条第2項準用) |
| 適・否 | 43 苦情解決 | ⑴　その提供した指定就労移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第155条(第46条第1項準用) | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第155条(第46条第2項準用) | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定就労移行支援に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第155条(第46条第3項準用) | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定就労移行支援に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定就労移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第155条(第46条第4項準用) |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定就労移行支援に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第155条(第46条第5項準用) |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第155条(第46条第6項準用) | ・本市に対する改善報告の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第155条(第46条第7項準用) | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 44 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定就労移行支援の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第155条(第47条第1項準用) | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第155条(第47条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定就労移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第155条(第47条第3項準用) | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 45 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第155条(第47条の2準用) | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 46 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定就労移行支援の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 | 第155条(第42条の2第1項準用) | ・就労移行支援計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第155条(第42条の2第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第155条(第42条の2第3項準用) |
| 適・否 | 47 地域との連携等 | 　その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第155条(第74条準用) | ・事業計画等・地域との連携の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | 48 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 第155条(第48条準用) | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 49 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第155条(第75条第1項準用) | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定就労移行支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　就労移行支援計画②　指定就労移行支援の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第155条(第75条第2項準用) | ・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2⑴及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　多機能型に関する特例(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)** |
| 適・否 | 1 規模に関する特例 | 　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（指定宿泊型自立訓練に係るものを除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。①　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）　6人以上②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　6人以上（ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）の利用定員が6人以上とする。）③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上 | 第335条第1項 |  |
| 適・否 | 2 事業者の員数等に関する特例 | ⑴　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 | 第181条第1項 |  |
| 適・否 | ⑵　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を除く。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第181条第2項 |  |
| 適・否 | 3 設備の特例 | 　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 第182条 |  |
| **第6　変更の届出等(法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 | 　 |
| **第7　訓練等給付費の算定及び取扱い(告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523 号))****（留意事項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号））(法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定就労移行支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第12により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定就労移行支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労移行支援事業に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法第29条第3項 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定就労移行支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2 就労移行支援サービス費（Ⅰ） | 　就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。) 引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下2及び3において同じ。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。　また、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において、指定就労移行支援を行った場合に、当該指定就労移行支援を行った日の属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該事業所又は当該指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。) に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第12の1の注1及び注3 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録・利用者数に関する書類・就労定着者の割合に関する書類・受給者証写し |
| 適・否 | 　就労移行支援サービス費（Ⅰ）の算定に当たって、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。　ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は、上記の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。 | 告示別表第12の1の注4の2 |
| 適・否 | 3 就労移行支援サービス費（Ⅱ） | 　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の障害者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。　また、事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、当該指定就労移行支援を行った日の属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。　ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第12の1の注2及び注4 |
| 適・否 | 　就労移行支援サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、事業所が新規に指定を受けた日から3年間（当該事業所の修業年限が5年である場合は5年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第12の1の注4の3 |
| 適・否 | 4 定員超過利用減算 | 　以下の場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。①　過去3月間の利用者数の平均値が、以下のいずれかに該当する場合ア　利用定員11人以下‥‥利用定員数に3を加えて得た数を超える場合イ　利用定員12人以上‥‥利用定員数に100分の125を乗じて得た数を超える場合②　1日の利用者の数が、以下のいずれかに該当する場合ア　利用定員50人以下‥‥利用定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合イ　利用定員51人以上‥‥利用定員数に当該利用定員数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合 | 告示別表第12の1の注5⑴ | ・訓練等給付費明細書・利用者数に関する書類・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | 5 人員欠如減算 | 　職業指導員若しくは生活支援員若しくは就労支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。　職業指導員若しくは生活支援員若しくは就労支援員の員数を満たしていない状態が減算適用月から3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から5月以上継続している場合は、所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算出しているか。 | 告示別表第12の1の注5⑴留意事項第二の1⑻ |
| 適・否 | 6 就労移行支援計画未作成減算 | 　指定就労移行支援の提供に当たって、就労移行支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。①　作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70　②　作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50 | 告示別表第12の1の注5⑵ | ・訓練等給付費明細書・就労移行支援計画 |
| 適・否 | 7 標準利用期間超過減算 | 　指定就労移行支援の利用者（当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が標準利用期間（2年間）に6月間を加えて得た期間を超えている場合は、所定単位数に100分の95を乗じて得た数を算定しているか。 | 告示別表第12の1の注5⑶ | ・訓練等給付費明細書・指定就労移行支援の提供に関する記録・利用者の利用期間がわかる書類等 |
| 適・否 | 8 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第12の1の注6 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 9 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労移行支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第12の1の注7 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 10 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。②　次に掲げる措置を講じていない場合ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第12の1の注8 | ・訓練等給付費明細書・就労移行支援計画・身体拘束が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | 11 虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第12の1の注9 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 12 他のサービスとの関係 | 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労移行支援サービス費を算定していないか。 | 告示別表第12の1の注10 |  |
| 適・否 | 13 視覚･聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) | ⑴　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)視覚障害者等である指定就労移行支援の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・勤務表・利用者に関する記録・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)視覚障害者等である指定就労移行支援の利用者の数が当該指定就労移行支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の2の注2 |
| 適・否 | 14 高次脳機能障害者支援体制加算　 | 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　高次脳機能障害支援者養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。②　①に規定する者を配置している旨を公表していること。 | 告示別表第12の2の注3 | ・訓練等給付費明細書・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 15 初期加算 | 　事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、当該指定就労移行支援の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の4の注 | ・訓練等給付費明細書・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 16 訪問支援特別加算 | 　継続して指定就労移行支援を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援の利用がなかった場合において、当該事業所の従業者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該事業所における指定就労移行支援の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第12の5の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労移行支援計画・訪問の記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 17 利用者負担上限額管理加算 | 　利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の6の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・上限額管理結果票 |
| 適・否 | 18 食事提供体制加算 | 　低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、当該事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。②　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。③　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね6月に1回記録していること。 | 告示別表第12の7の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労移行支援計画・職員名簿・勤務表・委託契約書・費用に関する説明及び同意の書類・献立表・管理栄養士等の献立確認記録・摂食量の記録・体重及びBMIの記録 |
| 適・否 | 19 精神障害者退院支援施設加算 | 　以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た精神障害者退院支援施設である事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第12の8の注 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・勤務表・出勤状況に関する書類・事業所の平面図・設備・備品台帳・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑴　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）を算定すべき場合の施設基準①　利用定員がそれぞれの区分に応じ、それぞれ定める基準を満たしていること。ア　精神病床転換型の場合　　　20人以上60人以下イ　精神病床転換型以外の場合　20人以上30人以下②　居室の定員がそれぞれの区分に応じ、それぞれ定める基準を満たしていること。　　ア　精神病床転換型の場合　　　4人以下　　イ　精神病床転換型以外の場合　原則として個室③　利用者1人あたりの居室の床面積がそれぞれの区分に応じ、それぞれ定める基準を満たしていること。　　ア　精神病床転換型の場合　　　6平方メートル以上　　イ　精神病床転換型以外の場合　8平方メートル以上　④　居室の他、浴室、洗面設備、便所、その他サービスの提供に必要な設備を有していること。　⑤　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。　⑥　夜間の時間帯を通じて、生活支援員が1人以上配置されていること。 |
| 適・否 | ⑵　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）を算定すべき場合の設備基準①　⑴の①から⑤までに掲げる基準を満たしていること。　②　夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。 |
| 適・否 | 20 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ)職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の9の注1 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ)職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、この場合において、⑴を算定している場合は算定しない。 | 告示別表第12の9の注2 |
| 適・否 | ⑶　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ)次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、⑴又は⑵を算定している場合は算定しない。①　職業指導員、生活支援員又は就労支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②　職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 告示別表第12の9の注3 |
| 適・否 | 21 欠席時対応加算 | 　利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。) が、あらかじめ当該指定就労移行支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第12の10の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・連絡調整の記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 22 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ） | ⑴　医療連携体制加算（Ⅰ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の11の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定就労移行支援の提供に関する記録・医師からの指示書・看護日誌・委託契約書等・医療が必要な利用者に関する家族、病院等からの聞取り等の記録 |
| 適・否 | ⑵　医療連携体制加算（Ⅱ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の11の注2 |
| 適・否 | ⑶　医療連携体制加算（Ⅲ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の11の注3 |
| 適・否 | ⑷　医療連携体制加算（Ⅳ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴から⑶までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第12の11の注4 |
| 適・否 | ⑸　医療連携体制加算（Ⅴ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の11の注5 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定就労移行支援の提供に関する記録・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類・委託契約書等・指導の記録 |
| 適・否 | ⑹　医療連携体制加算（Ⅵ）喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴から⑷までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第12の11の注6 |
| 適・否 | 23 就労支援関係研修修了加算 | 　就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、以下に示す研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該事業所における就労定着者の割合が零である場合は、算定していないか。　①　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号に掲げる地域障害者職業センターにおいて、就労支援員が就労の支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修　②　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2の3第2項各号に掲げる研修　③　①及び②に掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修 | 告示別表第12の12の注 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類・研修を修了したことがわかる書類 |
| 適・否 | 24 移行準備支援体制加算 | 　前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして市長に届け出た事業所において、算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であり、次の①又は②のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。　①　職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合　②　求職活動等にあっては、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定。）又は障害者就業・生活支援センター（同法第27条第2項に規定。）に職員が同行して支援を行った場合 | 告示別表第12の13の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録・施設外支援利用者に関する書類 |
| 適・否 | 25 送迎加算(Ⅰ)、(Ⅱ) | ⑴　以下の基準に該当する送迎を実施しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（当該事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ア　送迎加算（Ⅰ）次の①から③までのいずれにも適合すること。①　事業所において行われる指定就労移行支援の利用につき、利用者の送迎を行った場合②　当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用③　当該月において、週3回以上の送迎を実施イ　送迎加算（Ⅱ）上記①の基準に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合すること。 | 告示別表第12の14の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労移行支援計画・送迎の記録・車両運行管理簿・利用者数に関する書類・委託契約書 |
| 適・否 | ⑵　事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第12の14の注2 |
| 適・否 | 26 障害福祉サービスの体験利用支援加算 | 　指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。 | 告示別表第12の15の注1、2、3 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録・連絡調整の記録・相談援助等の記録・運営規程 |
| 適・否 | 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等が、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た場合、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。①　運営規程において、当該指定障害者支援施設等が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第12の15の注4 |
| 適・否 | 27 通勤訓練加算 | 当該事業所以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の15の2の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定就労移行支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 28 在宅時生活支援サービス加算 | 　居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると本市が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の15の3の注 | ・訓練等給付費明細書・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録・受給者証の写し |
| 適・否 | 29 社会生活支援特別加算 | 以下の施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、以下に示す対象となる利用者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画等に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。≪施設基準≫①　置くべき職業指導員、生活支援員及び就労支援員に加え、対象となる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。②　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該事業所に訪問させることにより、対象となる利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。③　事業所の従業者に対し、対象となる利用者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。④　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。　≪対象となる利用者≫　　　医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関との調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者。 | 告示別表第12の15の4の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・就労移行支援計画・指定就労移行支援の提供に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・研修計画・研修実施記録・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 30 地域連携会議実施加算(Ⅰ)、(Ⅱ) | ⑴　地域連携会議実施加算(Ⅰ)事業所が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該事業所以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該事業所のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（⑵を算定している場合は、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の15の5の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労移行支援計画・モニタリングの記録・就労移行支援計画の原案・就労移行支援計画に係る担当者会議録 |
| 適・否 | ⑵　地域連携会議実施加算(Ⅱ)事業所が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該事業所のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（⑴を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の15の5の注2 |
| 適・否 | 31 緊急時受入加算 | 以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。①　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第12の15の6の注 | ・訓練等給付費明細書・指定就労移行支援の提供に関する記録・運営規程 |
| 適・否 | 32 集中的支援加算　 | 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第12の15の7の注 | ・広域的支援人材による支援の記録 |
| 適・否 | 33 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～（Ⅴ） | （※⑸～⒅は令和7年3月31日までの適用とする。）指定就労移行支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⒅までに掲げる加算を算定しているか。ただし、次の⑴から⒅までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⒅までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第12の16の注 | ・訓練等給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上または賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。⑩　就労移行支援サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒂　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒃　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒄　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒅　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の就労移行支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第8　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |